

空家特措法に基づく行政代執行等の実施について

管理不全な空き家は、老朽化による危険だけでなく景観や治安の悪化等が懸念されることから、本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）に基づき、仙台市空家等対策計画を策定するとともに、管理不全な空き家の所有者に対して助言、指導等を行ってきました。

このたび、再三の助言、指導等にも応じず、今後も改善が見込めない特定空家等^{*1}軒について、空家特措法に基づき、それぞれ行政代執行^{*2}および略式代執行^{*3}による除却を実施しました。

1 向山の空き家

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 所在地 | 太白区向山4丁目16番17号 |
| (2) 根拠法 | 空家特措法第14条第9項に基づく行政代執行 |
| (3) 構造・規模 | 木造2階建・延べ床面積 約73平方メートル |
| (4) 建築年月 | 昭和36年12月（20年以上「空き家」（推測）） |
| (5) 代執行の内容 | 敷地内の建築物および南側擁壁上部ブロック塀を除却 |
| (6) 実施期間 | 平成30年12月10日から平成31年2月15日まで |
| (7) 代執行費用 | 5,114千円（設計費、除却費、残置物処分費） |
| (8) これまでの経過 | |
- 平成28年2月4日 空家特措法に基づく助言（平成28年7月29日に2回目の助言）
 9月30日 特定空家等に認定
 11月11日 空家特措法に基づく指導（平成29年1月13日に2回目の指導）
 平成29年4月17日 空家特措法に基づく勧告〔履行期限6月17日〕
 平成30年3月30日 空家特措法に基づく是正命令〔履行期限5月31日〕
 4月20日 仙台市空家等の適切な管理に関する条例（以下「空家条例」という。）に基づく応急措置^{*4}を実施
 7月31日 行政代執行法に基づく戒告〔履行期限9月30日〕
 8月31日 措置命令に従わないと空家条例に基づき所有者の氏名・住所を公表
 12月1日 行政代執行により除却する旨を代執行令書により所有者に通知



向山の空き家位置図

2 秋保町長袋の空き家

- (1) 所在地 太白区秋保町長袋字大原 45 番地の 17
- (2) 根拠法 空家特措法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行
- (3) 構造・規模 木造平屋建・延べ床面積 約 62 平方メートル
- (4) 建築年月 不明 (30 年以上「空き家」(推測))
- (5) 代執行の内容 敷地内の建築物を除却
- (6) 実施期間 平成 30 年 12 月 20 日から平成 31 年 2 月 1 日まで
- (7) 代執行費用 1,825 千円 (設計費、除却費、残置物処分費)
- (8) これまでの経過

平成 30 年 7 月 31 日 特定空家等に認定

8 月 30 日 空家特措法に基づく略式代執行に向けた公告^{※5} [履行期限 9 月 30 日]

9 月 14 日 空家条例に基づく応急措置を実施



秋保町長袋の空き家位置図

※1 特定空家等 (空家特措法第 2 条より)

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

※2 行政代執行 (空家特措法第 14 条第 9 項より)

市町村長は、生活環境の保全を図るために必要な措置を命じられた者が、その措置を履行しないときは、行政代執行法の定めるところにしたがい、自ら義務者のなすべき行為をすることができる。

※3 略式代執行 (空家特措法第 14 条第 10 項より)

市町村長は、生活環境の保全を図るために必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市町村の負担において、その措置を自ら行うことができる。

※4 応急措置 (空家条例第 7 条より)

市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

※5 公告 (空家特措法第 14 条第 10 項より)

略式代執行する場合は、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

◆行政代執行宣言日（12/10）の状況（太白区向山4丁目）

○従事者集合



○行政代執行宣言



○作業開始（雑草・笹竹等伐採）



○報道関係者（囲み取材）



○空き家（西側面：玄関側）



○空き家（内部）



○空き家（内部）



○空き家（内部）



◆略式代執行宣言日（12/20）の状況（秋保町長袋）

○従事者集合（旧秋保市民C跡地）



○空き家（国道側：南正面）



○空き家（西側面）



○空き家（東側面）



○略式代執行宣言



○囲み取材



○残置物搬出



○残置物搬出

